2018年１０月２９日　労働新聞

―公契約条例―

22自治体が賃金下限規制

制定数は全国で65

豊川市や明石市も近々

「公契約条例」の制定が26都道府県の65自治体に及んでおり、そのうちの22自治体が賃金下限規制を設けていることが分かった。9月27日に条例を公布した愛知県豊川市が31年度事業からの適用をめざし労働報酬下限額の審議をこのほど開始し、兵庫県明石市は条例検討メンバーに異例の市民公募委員を含め、来年4月施行をめざして取り組んでいる。下限額の平均は時給947円で、地域別最低賃金より20円ほど高い水準で設定されている。東京と神奈川では下限額が1000円を超すケースも珍しくない。

千葉県野田市が2009年9月に日本で初めて制定した「公契約条例」は、以降、多くの自治体で動きが広がっている。

国や都道府県、市区町村などの自治体が、民間企業やNPOなどに公共工事、物品の購入、ビルメンテナンス業務などを委託する際に交わすのが公契約で、受注企業やその関係企業に雇用された労働者が、いわゆるワーキングプアに陥らないようにするのが目的だ。

賃金の「下限規制」を設けるか否かで大きくその価値が分かれ、10月17日現在、公契約条例を制定した全国65自治体のうちの22自治体が同様の下限規制を設けている。下限規制のない条例は「理念条例」と呼ばれ、そうした条例は27自治体、また入札要綱といったレベルで定めるのは16自治体となっている。

10月1日に施行された東京都目黒区の公契約条例を例にみると、「予定価格が5000万円以上の工事の請負契約」などが適用範囲で、1時間当たりの労働報酬下限額は、「交通誘導警備員B」1385円から「潜水士」4455円まで51の職種ごとに定めてある。

「労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する」などを目的に掲げ、公共工事の工事費の積算に使う建設労働者の賃金単価（設計労務単価）の90％の水準を確保した。

愛知県豊川市が9月27日に公布した公契約条例は、「市及び事業者の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働環境の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたい、来年2月1日の施行をめざす。

労働報酬下限額の審議が10月10日に始まった。

愛知県内では豊橋市に次ぐ理念型ではない2例目の条例だが、対設計労務単価比75％と全国平均より10％ほど低い豊橋市の下限額に倣った審議が見込まれている。

報酬下限額の全国平均は「947円」で、設計労務単価比は「86％」、法定最賃比は「＋18円」という状況にある。

法令遵守の原則が旨であるため、地域別最低賃金の水準が高い東京や神奈川の報酬下限額は必然的に高い傾向にある。千代田区1042円、世田谷区1020円、目黒区1010円、足立区と相模原市がともに1000円で、渋谷区993円、多摩市990円、川崎市995円なども1000円が目前に迫っている。

最低賃金との比較では埼玉県越谷市の106・9％が、設計労務単価との比較では、神奈川県川崎市の91％がそれぞれ最も高い水準である。

12月か3月の議会で条例制定をめざす兵庫県明石市の場合、納税者目線を加える目的で市民公募委員を検討メンバーに加える異例の対応がとられ、動静が注目される。